

教育委員会事務局 資質向上推進室指導員

(会計年度任用職員) 募集要項

大阪市教育委員会

1 募集人数

若干名

2 業務内容

指導が不適切である教員に対する校外研修における指導等の業務

- ・指導が不適切である教員の研修に関する業務
- ・校園長への校務運営等に対する指導・助言
- ・指導に課題がある教員等に対する指導・助言
- ・その他教員の資質向上に関連する業務等

3 応募資格

(1) 教育職で小学校、中学校または高等学校の校長の職を経験した者

(2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の応募資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(注)勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週30時間・4日間勤務(1日7時間30分勤務)

(注)月曜日から金曜日のうち勤務を割り振らない1日を公休日とする。

午前9時00分～午後5時15分(休憩時間45分を含む)を基本とする。

(注) 勤務時間は、基本的には午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分ですが、学校訪問など業務の都合により午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分などに変更する場合があります。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市西区南堀江 3-5-7 資質向上推進室 (もと堀江中学校内)

(4) 給料等

給料 (月額)	176,436 円～222,372 円 (注) 地域手当込み
期末手当 (6 月、12 月に支給)	624,140 円～1,034,028 円 (6 月、12 月の合計額) (注) 支給日以前 6 月の勤務日数等により支給率が調整されます
年収見込	2,741,372 円～3,702,492 円

(注) 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

(注) 期末手当は、1 年目は 3.5375 月分ですが、再度の任用がされた場合 2 年目以降は 4.65 月分となります。

(注) 上記の他に通勤にかかる費用弁償や勤務実績に応じた手当 (超過勤務手当等) が支給されます。

上記報酬等は、令和 7 年 12 月時点 (募集時点) のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数 : 12 日 付与期間 : 令和 8 年 4 月 1 日 (任用日) ～令和 9 年 3 月 31 日 (任期満了日)
特別休暇	忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合、 生理休暇、妊娠障害休暇、産前産後休暇、 配偶者分べん休暇、育児参加休暇、育児時間休暇、 子の看護休暇、短期介護休暇、ドナーハート等

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 社会保険

健康保険 (大阪市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

イ 嘗利企業への従事 (兼業) については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

応募資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

- (1) 書類選考(採用申込書による)
- (2) 口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

月日：令和8年2月16日（月曜日）～令和8年2月20日（金曜日）の間の1日

時間：午前9時30分～午後5時00分のうち15分程度

場所：大阪市役所本庁舎若しくは大阪市西区南堀江3-5-7 もと堀江中学校

(注) 後日送付いたします受験票にて選考時間及び選考会場をお知らせいたします。

(注) 選考会場については、申込の状況により変更することがあります。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みしてください。

(注) 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 教育委員会事務局 資質向上推進室指導員（会計年度任用職員）採用申込書 1通

(注) 過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

- (2) 申し立て書 1通

(注) 所定の様式に氏名、住所、生年月日及び年齢を記入し、提出してください。

(注) 採用申込書及び申し立て書は、本市所定の様式に限りませんので、大阪市ホームページからダウンロードし取得してください。

または、郵送にて採用申込書及び申し立て書を請求することもできます。封筒の表面に「教育委員会事務局 資質向上推進室指導員 会計年度任用職員採用申込書及び申し立て書希望」と朱書きし、110円切手（速達の場合は410円）を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封のうえ、申込先に送付してください。

- (3) 校長職を経験していることを証明できる書類（辞令の写し、在職証明書等） 1通

- (4) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

(注) 封筒には、郵便番号、住所及び氏名を記入し、必ず110円分の切手を貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

- (1) 持参する場合

ア 申込み期間

令和8年1月5日（月曜日）から令和8年1月30日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時00分から午後5時30分まで

イ 申込書受付場所

郵便番号530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階

大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教職員資質向上グループ

（2）郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和8年1月5日（月曜日）から令和8年1月30日（金曜日）まで（当日必着）

（注）「教育委員会事務局 資質向上推進室指導員 会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

上記（1）イと同じ

（3）受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年2月5日（木曜日）頃に普通郵便にて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年2月12日（木曜日）午後1時00分までに受験案内が届かない場合は同日午後5時00分までに大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教職員資質向上グループへ連絡してください。

（4）選考結果の通知

合否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 その他

本採用は、令和8年度予算の発効をもって有効とします。

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

提出書類に不備がある場合は、正式な受付と認めません。返送する場合があります。

なお、この場合に生じた申込みの遅延及び費用については一切責任を負いません。

集合時刻より15分以上遅刻した場合、受験をお断りいたします。

合格後、受験資格がないこと及び採用申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

10 問い合わせ先

郵便番号 530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階

大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教職員資質向上グループ

電話番号 06-6208-9028（大多・楠本）

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保について、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと